

地域医療連携推進法人

下関医療圏医療連携推進機構(案)

令和 7 年 1 月

1. 医療連携推進区域

医療機関相互の連携推進を図る区域は、「下関市」とし、医療連携推進方針に基づき、参加病院等の相互間の機能分担及び業務連携に関する医療連携推進業務を行い、医療資源を効率的に活用し、質の高い医療を持続的に提供することを目指す。



2. 参加法人及び厚生労働省令で定める社員

下関医療圏医療連携推進機構の参加法人は、
「地方独立行政法人下関市立市民病院」及び「独立行政法人地域医療機能推進機構」の2者とする。

参加病院は、下関医療センター及び下関市立市民病院の2病院とする。

「下関市」は、医療法施行規則第39条の2第3号に規定する社員として参画する。



3. 理事（案）

- (1) 田中 雅夫
（地方独立行政法人下関市立市民病院院長）
- (2) 大下 昇
（独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター院長）
- (3) 北島 洋平
（下関市副市長）

4. 代表理事（案）

田中 雅夫
（地方独立行政法人下関市立市民病院院長）